

生駒市条例第14号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月29日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成12年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1の19の項の次に次のように加える。

19の2	通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項の規定による通知カードの再交付（市長がやむを得ないと認める場合のものを除く。）	1件につき500円
19の3	個人番号カードの再交付等手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定による個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定による個人番号カードの返納後の個人番号カードの交付（市長がやむを得ないと認める場合のものを除く。）	1件につき800円

別表第2の4の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に、「7の項」を「次項、7の項及び7の2の項」に改め、同項の次に次のように加える。

4の2	建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に125,000円を加算した額
-----	---------------------------	---	--------------------------------------	---

関する完了 検査申請又は完了検査 通知手数料	を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。)に係る法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る法第18条第16項の規定による建築物に関する完了検査の通知に対する検査(7の2の項に規定するものを除く。)	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に162,000円を加算した額
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に194,000円を加算した額
		床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に227,000円を加算した額
		床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に294,000円を加算した額

別表第2の7の項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、「に対する検査」の次に「(次項に規定するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

7の2 中間検査を経た建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた建築物に関する完了検査申請又は完了検査通知手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(同法及び都市の低炭素化の促進に関する法律の規定により適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む。)に係る法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についての法第7条第1項の規定による建築物に関する完了検査の申請又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に125,000円を加算した額
		床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に162,000円を加算した額
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に194,000円を加算した額
		床面積の合計が25,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内の場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に227,000円を加算した額

	性能適合性判定を受けた計画による建築物に係る法第18条第16項の規定による建築物に関する完了検査の通知に対する検査	床面積の合計が50,000平方メートルを超える場合	前項に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額に294,000円を加算した額
--	---	---------------------------	---

別表第2の51の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の52の項の次に次のように加える。

52の2	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分（以下この項、次項、53の項及び55の項において「非住宅部分」という。）であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、次項、53の項及び55の項において「基準省令」という。）第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	543,000円	
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	669,000円	
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	790,000円	
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	901,000円	
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,124,000円	
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	245,000円
				床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,000円
				床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円
				床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの	

			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	583,000円
52の3	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	236,000円
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	381,000円
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	543,000円
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	669,000円
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	790,000円
			床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	901,000円
			床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,124,000円
			建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満のもの
		床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	152,000円	
		床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	245,000円	
		床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	320,000円	

		床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円
		床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円
		床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	583,000円
52の4	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	前項に掲げる手数料の額

別表第2の53の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に、「同法第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項及び55の項において「非住宅部分」という。)」を「非住宅部分」に、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び55の項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)」を「基準省令第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同表の55の項中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関」を「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」に改め、同表の備考中第7項を第10項とし、第6項を第7項とし、同項の次に次の2項を加える。

- 8 52の2の項の床面積の合計は、建築物を建築する場合において、当該建築により建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける建築物の部分の床面積について算定する。

9 5 2 の 3 の 項 の 床 面 積 の 合 計 は、 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 を 受 け た 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 確 保 計 画 を 変 更 し て 建 築 物 を 建 築 す る 場 合 に お い て、 当 該 変 更 に 係 る 部 分 の 床 面 積 の 2 分 の 1 （ 床 面 積 の 増 加 す る 部 分 に あ っ て は、 当 該 増 加 す る 部 分 の 床 面 積 ） に つ い て 算 定 す る。

別表第2の備考中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 4 の 2 の 項 及 び 7 の 2 の 項 の 床 面 積 の 合 計 （ こ れ ら の 項 の 事 務 の 欄 に 規 定 す る 床 面 積 の 合 計 を い う。 ） は、 当 該 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 に 係 る 部 分 の 床 面 積 に つ い て 算 定 す る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第1の19の項の次に次のように加える改正規定は、同年10月1日から施行する。